

業務仕様書

1 業務名

首都圏での企業誘致セミナー企画・運営等業務

2 業務の目的

現在本市では、北海道新幹線の延伸などの動きと連動し、2030年頃までに民間投資を活用した再開発が次々計画され、オフィスビルについてはかつてない大量供給が見込まれているなど、都市のリニューアルが進んでいる。

本市ではこれらの状況を絶好の機会と捉え、特に首都圏の企業を対象とした本社機能移転やIT・コンテンツ系企業等の誘致を強く推進している。

これまでも本市では定期的に企業誘致セミナーを実施してきたが、来場者が固定化するなど、新規層の集客や効果的なPRに苦慮してきた。

については、来場者の裾野を広げるとともに、企業の経営層に対し、本市のビジネスの魅力や立地優位性をPRし、道外からの企業誘致に繋げることを本業務の目的とする。

3 セミナー概要

「環境首都・札幌」や「ゼロカーボンシティ」を宣言する札幌市は、環境に着目したまちづくりを行っており、「脱炭素先行地域」にも選定されている。また、オフィスビルの建て替えが進む都心部では、「脱炭素化」「強靱化」「快適性向上」を兼ね備えた高機能ビルの建設を促進している。

さらに東京から直線距離で800キロ以上も離れていることから首都圏との同時被災リスクは極めて少なく、また、他の主要都市に比べ地震などの自然災害のリスクも低いといわれている。過去には事業継続体制を強化するため本社機能を本市へ移転した企業もあるなど、BCP対策の視点から本市への立地は高く評価されている。

今回のセミナーでは特にこれらの動きに着目し、ESG経営やBCP対策の観点から、ビジネス拠点としての本市の魅力をPRするものとする。

(1) 実施時期

- ・令和5年11月 3時間程度
- ・東京、横浜で1日ずつ実施（2日間連続もしくは隔日）

(2) 会場

200人程度の集客が可能なホール等。

なお、セミナーの様子はオンラインでも配信を行う。

(3) 内容

- ア 市長挨拶（10分程度）
- イ 基調講演（30分程度）
- ウ 本市立地企業によるパネルディスカッション（60分程度）
- エ 交流会（60分程度）

(4) 対象

首都圏の企業経営層

(5) 参加費

無料

4 業務内容

受託者は、上記2の目的を達成するため、委託者（札幌市）と連携し、下記に定める業務を行う。実施内容の詳細については、企画提案の内容を基に、委託者と受託者で協議し、調整する。

(1) セミナーの企画・運営

ア 会場の確保

- ・東京都内及び横浜市内で200人程度の収容が可能であること
- ・アクセスの利便性が高い会場であること
- ・同施設内に交流会会場及び登壇者控室を確保すること

イ 登壇者のリストアップ

- ・目的達成のためにふさわしい基調講演登壇者及びパネルディスカッションファシリテーターをリストアップすること。
- ・委託者が選定した登壇候補者及びファシリテーターと出演交渉・調整を行うこと。

なお、パネルディスカッションに登壇する立地企業については委託者が選定及び出演交渉等を行う。

ウ 運営人員の確保及びマニュアル等の作成

- ・セミナーが滞りなく運営されるよう、十分な人員を確保すること
- ・運営計画、運営マニュアル、進行台本を作成し、事前に委託者と内容の調整を行うこと

エ 申し込み受け付け

- ・参加者申し込み窓口を設け、受け付け業務を行うこと
- ・参加者名簿を作成し、委託者へ提供すること

オ 当日の運営・進行

- ・会場のレイアウト、音響・照明設備の用意、設営及び撤去を行うこと
- ・来場者受け付け、来場者誘導、司会進行、登壇者のアテンド等、当日の進

行を滞りなく行うこと

カ アンケートの実施

- ・参加者へアンケート調査を行い、結果の集計を行うこと。なお、調査内容は委託者が決定する。

(2) ライブ配信及びアーカイブの公開

- ・当日のセミナーをライブ配信すること
- ・配信内容について、アーカイブとして最低1年間ウェブ公開すること

(3) 交流会の運営

- ・立食形式とし、北海道の特色ある、飲料(酒類含む)及び軽食を提供すること
- ・会場は100人程度が交流できる広さ、レイアウトとすること

(4) PR及び集客

- ・広告掲載等、セミナー対象者へ訴求するPRを行い、100人以上の集客を目標とすること
- ・PR用チラシ3,000枚を作成し、札幌市役所及び東京事務所へ指定の部数ずつ納品すること
- ・セミナー開催後、レポート記事を作成しメディア掲載すること

5 履行期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

6 環境への配慮について

本業務においては、委託者が運用する環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用に当たっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らし、紙の使用量を減らすように努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

7 個人情報の取り扱いについて

受託者は、この契約による業務を処理するに当たって個人情報を取り扱う際に

は、別記「個人情報取扱注意事項」を守ること。

8 その他

- (1) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、委託者と受託者が協議のうえ決定すること。
- (2) 業務の進行に当たっては、あらかじめ本市の業務担当者と綿密な打ち合わせをし、必要な企画、提案及び助言等を行うこと。
また、委託者の意向を適宜反映した広報活動とするため、委託者と定期的に打合せを行うこと。
- (3) 本仕様書に定める事項のほか、札幌市契約規則及び関係法令を順守すること。
- (4) 受託者は、本市が成果物等を広報及び広告活動等に利用する場合には、自由に使用できるよう、著作権法（昭和 45 年法律 48 号）第 18 条から第 20 条に規定する著作権者の権利を行使しないこととする。
- (5) 受託者は、成果物等が著作物に該当する場合において、本市が当該著作物の利用目的実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。
- (6) 受託者は、成果物等が著作権法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引き渡し時に本市に無償で譲渡する。
- (7) 受託者は、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害する者でないことを本市に対して保証すること。
- (8) 成果品や資料等の公開に伴い、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。

別記 個人情報取扱注意事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反しているとき、又は認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。